

季刊誌『建設業の経理』NO. 53（秋季号）

訂正のおしらせ

当誌掲載記事「第8回建設業経理士検定試験 模範解答&解説」
—「1級原価計算」の**80頁**、**82頁**、**85頁**において、
解答欄が空欄になっておりました。

お詫びの上、以下に該当頁の訂正を掲載いたします。

〔第2問〕 わが国の原価計算基準あるいは工事契約会計基準に照らして、原価計算に関する次の文の の中に入るべき最も適当な用語を下記の〈用語群〉の中から選び、その記号（ア～サ）を解答用紙の所定の欄に記入しなさい。

(10点)

- a. 1 とは、工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための支出の総額をいう。
- b. 原価計算制度において原価とは、経営における 2 にかかわらせて把握された財貨または用役の消費を、貨幣価値的に表したものである。
- c. 3 が認められるためには、工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度の3つの要素が信頼性をもって見積ることができなければならない。
- d. 工事契約会計基準によって工事進行基準を適用する場合、発生した工事原価のうち、未だ損益計算書に計上されていない部分は 4 等の適切な科目をもって貸借対照表に計上する。
- e. 予定価格等が不適切なため比較的多額の原価差異が発生したとき、 5 の場合には、これを当該年度の売上原価と期末棚卸資産に指図書別か科目別に配賦する。

〈用語群〉

- ア 個別原価計算
- イ 総合原価計算
- ウ 完成工事原価
- エ 未成工事支出金
- オ 工事収益総額
- カ 工事原価総額
- キ 成果の確実性
- ク 工事契約の成立
- コ 企業の価値
- サ 一定の給付

解答 & 解説

記号（ア～サ）

1	2	3	4	5
カ	サ	キ	エ	ア

1 カ「工事原価総額」

工事原価総額とは、工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための支出の総額をいう。工事原価は、原価計算基準に従って適正に算定する（工事契約に関する会計基準6(6)）。

2 サ「一定の給付」

原価計算制度において、原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、把握された財産または用役の消費を、貨幣価値的に表したものである（原価計算基準3）。

3 キ「成果の確実性」

工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。

成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積もることができなければならない（工事契約に関する会計基準9）。

【第3問】 滋賀土建株式会社において期首に購入した中型削孔機Xについては、積算における損料のデータを月次原価計算の予定配賦法に活用して、事後の差異分析による原価管理を実施することとした。当該機械に関する損料計算と財務会計処理のデータは下記の〈中型削孔機Xに関する関係データ〉のとおりである。次の設問に解答しなさい。（14点）

- 問1 中型削孔機Xの当会計期間における運転1時間当たり損料と供用1日当たり損料を計算しなさい。なお、計算の過程で端数が生じた場合は、求める解答（損料）の算出段階で円未満を四捨五入すること。
- 問2 問1の損料を工事原価計算上の予定配賦率として使用したもものとして、初年度9月の工事配賦額を計算しなさい。
- 問3 9月の損料差異を計算しなさい。それが有利差異の場合は「A」、不利差異の場合は「B」を解答用紙の所定の欄に記入すること。なお、計算の過程で端数が生じた場合は、円未満を四捨五入すること。

〈中型削孔機Xに関する関係データ〉

- 取得価額及び損料計算上の基礎価格は¥15,400,000である。
- 耐用年数（標準使用年数）は9年、償却費率は90%とする。なお、財務会計上の減価償却費は定額法で残存価額10%として計算する。減価償却費は月割経費である。
- 年間の標準使用日数及び時間はそれぞれ200日、770時間である。
- 管理費予算は、年額¥1,601,600とする。
- 維持修繕費予算は、全期間で¥6,930,000とする。
- 9月の工事使用実績は18日、65時間であった。
- 9月の関連原価の実際発生額は次のとおり。

管理費 ¥122,860 維持修繕費 ¥100,735

解答 & 解説

問1

運転1時間当たり損料 ¥

供用1日当たり損料 ¥

問2

¥

問3

¥ 記号（AまたはB）

問1

機械装置等の場合、仮設材料とは異なり、その原価要素を変動費と固定費とに区分し、これに従って、変動費負担的な性格をもった使用率として「運転1時間当たり損料」を、固定費回収的な性格をもった使用率として「供用1日当たり損料」を求める。これらをまとめると以下ようになる。

解答 & 解説

(1) 車両費率算定表 (単位：円)

費目	合計	配賦基準	車両 A	車両 B	車両 C
個別費					
減価償却費	1,200,000	—	396,000	300,000	504,000
燃料費	200,000	—	80,000	50,000	70,000
租税公課	543,840	—	181,060	122,570	240,210
保険料	174,000	—	52,200	34,800	87,000
個別費計	1,291,784		427,326	320,737	543,721
共通費					
油脂関係費	295,000	燃料費	118,000	73,750	103,250
消耗品費	372,000	減価償却費	122,760	93,000	156,240
修繕管理費	131,400	車両重量	39,420	26,280	65,700
福利厚生費	28,000	保険料	8,400	5,600	14,000
共通費計	826,400		288,580	198,630	339,190
予定走行距離			5,120km	4,000km	2,800km
車両費率			@ 89.098	@ 85.150	@ 206.300

(2) ¥ 288,527

(1) 車両費率算定表の空欄について、資料のデータを使用し、下記のように計算する。

① 個別費<減価償却費>

車両 A : $(¥19,800,000 - ¥0) \div 5 \text{年} = ¥3,960,000$

車両 B : $(¥15,000,000 - ¥0) \div 5 \text{年} = ¥3,000,000$

車両 C : $(¥30,240,000 - ¥0) \div 6 \text{年} = ¥5,040,000$

合計 ¥12,000,000

② 個別費<燃料費>

車両 A : $5,120\text{km} \div 8 \text{km}/\ell \times @¥125/\ell = ¥80,000$

車両 B : $4,000\text{km} \div 10 \text{km}/\ell \times @¥125/\ell = ¥50,000$

車両 C : $2,800\text{km} \div 5 \text{km}/\ell \times @¥125/\ell = ¥70,000$

合計 ¥200,000

③ 共通費<油脂関係費>

車両 A : $¥295,000 \times (¥80,000 \div ¥200,000) = ¥118,000$

車両 B : $¥295,000 \times (¥50,000 \div ¥200,000) = ¥73,750$